

貸付心得書

- | | |
|------------------|--|
| 1 件名 | 三浦市立病院床頭台等運営事業に係る貸付 |
| 2 概要 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 貸付の流れ | (1) 地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けとする。
(2) 借受者は、仕様書に基づき、三浦市立病院と協議の上、貸付対象物件に自らの資金負担により床頭台等運営事業に必要な設備等を整備する。
(3) 借受者は、床頭台等運営事業を行う。
(4) 借受者は、契約期間満了までに貸付対象物件を原状回復し、返還する。 |
| 4 貸付期間 | (1) 令和6年11月1日から令和11年10月31日までとする。
(2) 床頭台等運営事業運用開始は令和6年11月1日からとし契約締結日から令和6年10月31日までの間に床頭台等運営事業に関する整備を行い、当該整備期間は本業務範囲内とする。 |
| 5 事業者決定までのスケジュール | (1) 公告 令和6年7月8日(月)
(2) 申込締切 令和6年7月17日(水)17時まで
(3) 資格確認通知、質問受付 令和6年7月19日(金)
(4) 質問締切 令和6年7月23日(火)正午まで
(5) 質問回答 令和6年7月24日(水)
(6) 入札 令和6年7月25日(木)13時30分 |
| 6 入札方法 | 以下に指定する場所、日時に(様式4)入札書を提出すること。なお、代理人が入札に参加する場合は、(様式5)委任状を提出すること。なお、委任状は代理人(社員等の代表者以外を含む)が入札する場合に記載をすること。 |
| 7 入札(開札)場所 | 三浦市岬陽町4-33 三浦市立病院 2階会議室 |
| 8 入札(開札)日時 | 令和6年7月25日(木)13時30分 |
| 9 落札者の選定方法 | 一般競争入札で貸付料率が最高料率入札者に決定する。 |
| 10 入札方法 | (1) 入札書は、上記入札日時に入札場所まで持参して提出すること。
(2) 入札書には、売上額に乗じることのできる貸付料率をアラビア数字で明確に記載すること。
(3) 入札執行回数は2回とする。また同率の入札があったときは、くじ引きを行って決定する。 |
| 11 入札参加の資格要件 | (1) 過去3年間に100床以上の病院において床頭台等運営事業について実績を有する者であること。
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
(3) 三浦市指名停止等措置要領(平成7年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でない者であること。
(4) 三浦市暴力団排除条例(平成23年三浦市条例第2号。以下「市条例」という。)第2条第4項に規定する暴力団員等又は市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。
(5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反してない者であること。
(6) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財政能力を有すること。 |

- 12 入札保証金 特に免ずる。
- 13 契約保証金 特に免ずる。
- 14 履行遅延による違約金 契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額。
- 15 支払方法 毎月払い
- 16 無効入札 (1) 三浦市病院事業契約規程第20条の規定に該当する入札
(2) 必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
(3) その他入札に関する条件に違反した入札
(4) 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合に事実があったと認められた場合の入札
- 17 その他の費用 床頭台等運営事業に必要な設備等の整備費用は、賃料とは別に借受者の負担とする。
- 18 入札参加申込について 入札に参加する場合、あらかじめ申込が必要である。受付期間中に、次のとおり提出書類を提出すること。
(1) 提出書類
ア (様式1)誓約書
イ (様式2)同種業務実績届
ウ 上記の履行の確認ができる契約書及び仕様書の写し(イに記入したうちの1つ)
※ 審査用書類は返却しない。なお、同書類については入札参加資格の審査にのみ使用する。
(2) 提出期日
令和6年7月17日(水)17時
(3) 提出方法
ア 持参する場合
必要事項を記載・押印し、三浦市立病院事務局総務課まで。受付時間は午前9時から午後5時まで。
イ 郵送により提出する場合
「普通簡易書留郵便」により、三浦市立病院事務局総務課あてに送付。(7月17日(水)必着)
- 19 入札参加資格の決定 「18入札参加申込について」に記載された書類の受付後、内容の確認を行い、入札に参加できる法人には、(様式1)誓約書に記入されているメールアドレスへ連絡する。
- 20 質疑書について (1) 質疑書の提出について
この一般競争入札や契約等に関して不明な点がある場合は、「(様式3)質疑書」を作成し、電子メールに添付して、令和6年7月19日(金)から令和6年7月23日(火)正午までに、三浦市立病院事務局総務課まで送付すること。
メール送信の際の件名は次のとおりとする。
件名： 一般競争入札質疑+参加者名称+送信月日
例： 一般競争入札質疑 株式会社〇〇 0723
(株式会社〇〇 7月23日に質疑書を送信した場合)
(2) 質疑書への回答について
前記の質疑書で出された質問事項をすべてとりまとめ、参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して、令和6年7月24日(水)までに送信する。

- 21 その他
- (1) 契約に当たっては、契約書の作成を要する。この場合契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。
 - (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 公正に入札を執行できないと認めれる場合、又はその恐れがある。場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。
 - (4) 入札が延期又は中止などになった場合、入札のために要した費用を請求することはできない。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、三浦市立病院契約規程の定めるところによる。

22 本件に係る提出
問い合わせ先

〒238-0222
神奈川県三浦市岬陽町4番33号 三浦市立病院事務局総務課
TEL 046-882-2111
FAX 046-881-7527
メールアドレス byouin0101@city.miura.kanagawa.jp